平成２５年（フ）第２３９号
群馬県前橋市朝日町４丁目11番７号
債務者　中村　昌代
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０号
群馬県高崎市福島町767番地３
債務者　成國　　肇
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６１号
群馬県高崎市中里見町902番地８
債務者　浅野　清雄
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３１６号
埼玉県三郷市彦糸１丁目61番地12
債務者　六本木京子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方407番地、前住所埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川289番地１
債務者　小松﨑桃子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１９号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2000番地56
債務者　柏崎　智子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２０号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2000番地56
債務者　柏崎　夢実
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６９１号
千葉県船橋市田喜野井５丁目20番４号　グリーンハイム105号
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７３９号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅２棟404号
債務者　佐藤　昌弘
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７７３号
千葉県市川市若宮３丁目23番16号
債務者　清水　正三
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
千葉県旭市井戸野4500番地７
債務者　井橋亀之助
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９６号
千葉県旭市ニの5853番地17
債務者　石田　好幸
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６号
千葉県東金市求名389番地34
債務者　谷本　恵二
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０号
千葉県銚子市榊町3533番地の１　飯田博和方
債務者　梶　　恵美
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７号
千葉県銚子市小畑新町7548番地の６
債務者　林　　君子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
千葉県香取市野田746番地２丸神ハイツ野田１号室
債務者　有田　節子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第２３８号
静岡県御殿場市永塚423番地の６、前住所静岡県御殿場市保土沢376番地の19
債務者　田中アレックスこと　ＤＥ　ＢＡＲＲＯＳ　ＴＡＮＡＫＡ　ＡＬＥＸ　ＳＡＮＤＲＯ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
静岡県伊豆の国市寺家690番地の１　ニューマリッチ中野201号
債務者　山口　明仁
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係